

令和8年1月9日

質問回答書

件名	核燃料物質関連施設建屋管理業務
----	-----------------

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	<p>本件は核燃料物質関連施設の建屋管理業務とされており、仕様書の I . 業務内容 第2項、第3項に記載されている「固体廃棄物保管庫」及び「アルファ線棟」の建屋についても管理対象で、作業範囲と内容としては、第6-1項の規定により、建屋管理と、付帯設備の空調等の不具合対応等も含むということと認識してよろしいでしょうか。</p> <p>その認識が合っているのであれば、管理のための巡回点検による確認が必要と考えますので、巡回点検の頻度、項目等の要領をご教示願います。</p>	<p>警報等の発報で異常故障が分かるため巡回点検は不要であるが、空調機等の不具合対応は含む。</p>
2	<p>仕様書では、「点検及び作業に必要な工具、計測機器等の機材」、「保守に必要な消耗部品、材料、油脂等」、「小修繕業務の必要な計測器類」、「本業務で必要な消耗品類」について受注者の負担とされておりますが、不具合・故障時のメンテナンスに必要な部品・消耗品類は機構殿の支給、小修繕業務の交換する消耗品は機構殿の支給となっており、受注者負担と機構殿支給の線引きについてご教示願います。</p>	<p>仕様書記載の項目については原則、受注者負担とする。 不具合・故障時のメンテナンス及び小修繕業務を行うために必要な主たる部品、材料は機構負担とする。 不具合・故障時のメンテナンスに必要な部品・消耗品類の例：蛍光灯、フィルター等 小修繕業務の交換する消耗品の例：機械部品等</p>
3	<p>仕様書の I . 業務内容 第6-2項に関して、衛生設備点検のうち、受水槽、高架水槽の清掃、水質検査や空調機器の定期点検については、本契約の対象外という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受水槽、高架水槽の清掃、水質検査等は本契約の業務内容である。業務にあたっては、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者が貯水槽清掃作業従事者研修を修了した者を監督しつつ業務を行うこととし、作業前に資格証等を提示して監督職員の確認を受けること。 空調機の点検については、原則別冊1、2の内容によることとする。</p>
4		
5		